



許可番号 05820025947 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横須賀市安浦町一丁目6番地

氏 名 株式会社東産業

代表取締役 大井 章一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上 地 克 明



許可の年月日 令和 2年10月26日

許可の有効期限 令和 7年10月25日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処理（破碎・圧縮、圧縮、熔融、堆肥化、破碎）

(2) 処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類

別紙のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙のとおり

3. 許可の条件

(1) 処分する産業廃棄物の受入場所等

受入場所は次に限る。

横須賀市内川二丁目4番40所在の処理施設の設置場所と同一建屋内。

最大保管量は次のとおりとする。

建屋内 1階150m<sup>3</sup> 2階100m<sup>3</sup>

(2) 廃棄物の搬入出等については、周辺的生活環境に支障が生じないように実施すること。

(3) 廃棄物の処分にあたっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年10月26日 許可の更新

令和 3年12月 2日 事業の用に供する施設の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・

処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類

- 破砕・圧縮に係るもの 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず
- 圧縮に係るもの 金属くず
- 溶融に係るもの 廃プラスチック類
- 堆肥化に係るもの 動植物性残さ
- 破砕に係るもの ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、廃プラスチック類

以上のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：破砕・圧縮施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目4番40  
設置年月日：平成17年8月5日  
処理能力：4.8t/日（8時間）
- (2) 施設の種類：圧縮施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目4番40  
設置年月日：平成17年8月5日  
処理能力：9.6t/日（8時間）
- (3) 施設の種類：溶融施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目4番40  
設置年月日：令和3年12月22日  
処理能力：1.187t/日（8時間）
- (4) 施設の種類：堆肥化施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目4番40  
設置年月日：平成22年4月1日  
処理能力：1.2t/日（8時間）
- (5) 施設の種類：破砕施設  
施設場所：横須賀市内川二丁目4番40  
設置年月日：平成23年12月7日  
処理能力：3.18t/日（8時間）

